

附則

- この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- この規則による改正後の心身障害者の医療費の助成に關する条例施行規則第四条第二項の規定並びに別記第一号様式及び第七号様式の規定は、令和八年九月一日以降に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の心身障害者の医療費の助成に關する条例施行規則別記第一号様式及び第七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第二百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和八年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画用

途地域

第一種低層住 削除する部分

居専用地域

世田谷区喜多見三丁目、喜多見五丁目、喜多見六丁目、宇奈根三丁目、大蔵五丁目、大蔵六丁目、練

二 関係図書の縦覧
場所

練馬区役所

東京都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）並びに世田谷区役所及び

第一種中高層
住居専用地域

追加する部分

世田谷区喜多見三丁目地内

削除する部分

世田谷区喜多見三丁目、大蔵五丁目、大蔵六丁目、練馬区大泉町三丁目、大泉学園町四丁目及び大泉学園町八丁目各地方内

第二種中高層
住居専用地域

追加する部分

世田谷区喜多見三丁目、喜多見五丁目、喜多見六丁目、宇奈根三丁目、大蔵五丁目及び大蔵六丁目各地方内

削除する部分

第一種住居地
区域

追加する部分

世田谷区喜多見三丁目、喜多見五丁目、喜多見七丁目、練馬区大泉町三丁目、大泉学園町四丁目及び大泉学園町八丁目各地方内

変更する部分

練馬区大泉学園町八丁目地内

●東京都告示第二百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和八年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

後楽二丁目地
区地区計画

追加する部分

文京区後楽一丁目及び後楽二丁目各地方内

変更する部分

文京区後楽一丁目、後楽二丁目及び春日一丁目各地方内

二 関係図書の縦覧
場所

東京都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び文京区役所

●東京都告示第二百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画下水道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和八年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画下

水道

変更する部分

東京都公共下 足立区宮城二丁目地内

二 関係図書の縦覧 場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び足立区役所

●東京都告示第二百二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京
都市計画流通業務団地を変更したので、同法第二十一条第
二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告
示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。
令和八年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画流
通業務団地

変更する部分

東部流通業務 団地 江戸川区臨海町二丁目、臨海町三
丁目及び臨海町四丁目各地内

二 関係図書の縦覧 場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)

●東京都告示第二百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十八条第一項の規定により武蔵

野都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項に
おいて準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、
同条第二項の規定により縦覧に供する。
令和八年三月五日

野都市計画道路

令和八年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

武蔵野都市計画
道路

削除する部分

三・三・六号

調布保谷線 武蔵野市関前三丁目及び関前三丁
目各地内

二 関係図書の縦覧 場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)

●東京都告示第二百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十八条第一項の規定により武蔵
野都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項に
おいて準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、
同条第二項の規定により縦覧に供する。
令和八年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

武蔵野都市計画
道路

削除する部分

三・五・九号

水吐桜堤線 武蔵野市境四丁目地内

変更する部分

武蔵野市境四丁目及び境五丁目各
地内

二 関係図書の縦覧 場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)

●東京都告示第二百三十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十八条第一項の規定により武蔵
野都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項に
おいて準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、
同条第二項の規定により縦覧に供する。
令和八年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

武蔵野都市計画
道路

削除する部分

三・四・二十

二号武蔵境保 谷線 武蔵野市境二丁目地内

変更する部分

武蔵野市境一丁目、境二丁目、境
三丁目、境四丁目、関前三丁目、
関前四丁目及び関前五丁目各地内

二 関係図書の縦覧 場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)

●東京都告示第二百三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京

都市計画土地区画整理事業を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和八年三月五日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画土
地区画整理事業

世田谷南部土
地区画整理事
業 削除する部分

世田谷区喜多見三丁目、喜多見五
丁目、喜多見六丁目、喜多見七丁
目、宇奈根三丁目、大蔵五丁目及
び大蔵六丁目各地内

二 関係図書の縦覧
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)

●東京都告示第二百三十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和八年三月五日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

大田区下丸子四丁目六十五番一
日 令和八年二月二
日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁

第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第二百三十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和八年三月五日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

世田谷区大蔵二丁目百三十二番一の
一部、百五十五番三及び同番十四
日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁

第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第二百三十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十八条の二に規定する鳥獣捕獲等事業の認定をしたので、同法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該認定を受けた鳥獣捕獲等事業者(以下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。)について次のとおり告示する。

令和八年三月五日

東京都知事 小池 百合子

一 認定鳥獣捕獲等事業者の名称

一般社団法人全国鳥獣害対策協会

二 認定鳥獣捕獲等事業者の住所

大田区上池台四丁目一番八―二百四号

三 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名

代表理事 小林 友希

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

